

新設分割にかかる事前開示書類

(会社法第 803 条及び会社法施行規則第 205 条に基づく開示事項)

2026 年 1 月 21 日

株式会社ウェルディッシュ

新設分割に関する事前開示書類

東京都港区白金台 5 丁目 18 番 9 号
株式会社ウェルディッシュ
代表取締役 小松 周平

当社は、2026 年 1 月 14 日付で作成した新設分割計画書に基づき、2026 年 2 月 24 日を効力発生日とし、当社の個人向け食品・飲料類販売事業を、新たに設立する石垣食品株式会社（以下、「新設会社」といいます。）に承継させる新設分割（以下、「本新設分割」といいます。）を行うことといたしました。本新設分割に関し、会社法第 803 条及び会社法施行規則第 205 条の規定に基づき、下記の通り開示いたします。

記

1. 新設分割の内容（会社法第 803 条第 1 項第 2 号）

別紙 新設分割計画書のとおりです。

2. 新設分割の対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 205 条第 1 号イ）

（1）交付する株式数の相当性に関する事項（会社法施行規則第 205 条第 1 号イ）

新設会社は、本新設分割に際して普通株式 10,000 株を発行し、その全てを当社に割り当てます。新設会社が発行する株式数については、当社が新設会社の発行する全ての株式を取得するため、任意に定めることができますと考えられるところ、新設会社が承継する資産等の事情を考慮し、上記の株数が相当であると判断しました。

（2）資本金及び資本準備金の額に関する事項（会社法第 763 条第 1 項第 6 号）

当社は、新設会社の資本金及び準備金の額を、新設会社が承継する資産等及び今後の事業活動等の事情を考慮した上で、機動的且つ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、新設分割計画書第 4 条記載のとおりとすることにいたしました。

当社は当該資本金及び資本準備金の額は相当であると判断しております。

3. 会社法第 763 条第 1 項第 12 号に掲げる事項を定めた時は、次に掲げる事項（会社法施行規則第 205 条第 2 号）

該当事項はありません。

4. 新設分割に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第 205 条第 3 号）

該当事項はありません。

5. 他の新設会社についての事項（会社法施行規則第 205 条第 4 号および第 5 号）

該当事項はありません。

6. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会社法施行規則第205条第6号イ)

2025年10月14日開示の通り、2025年12月11日を効力発生日とした株式交換により、株式会社IMGホールディングスを完全子会社としました。

7. 新設分割の効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第205条第7号)

(1) 当社の債務の履行の見込みについて

①当社の2025年8月31日現在の貸借対照表における資産の額は、本新設分割が効力を生じる日以降においても資産の額が負債の額を大幅に上回ることが見込まれます。したがって、本新設分割が効力を生じる日以降における当社の債務履行の見込みは十分にあると判断しております。

②本新設分割後における当社の収益状況について、当社の負担する債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

③以上を踏まえ、本新設分割によっても、当社の負担する債務の履行の見込みについては特段の支障がないと判断しております。

(2) 新設会社の債務の履行の見込みについて

①本新設分割によって当社から新設会社へ承継される予定の資産の額は、負債の額を十分に上回るため、新設会社の債務履行の見込みは十分にあると判断しております。

②本新設分割後における新設会社の収益状況について、新設会社の負担する債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

③以上を踏まえ、本新設分割によっても、新設会社の負担する債務の履行の見込みについては特段の支障がないと判断しております。

以上

新設分割計画書

新設分割計画書

株式会社ウェルディッシュ（以下「当社」という。）は、当社の一般消費者向けの飲料・食品類の販売事業と卸売事業（以下「本事業」という。）に関する権利義務を会社分割により新たに設立する石垣食品株式会社（以下「新設会社」という。）に承継させる旨の新設分割（以下「本新設分割」という。）について、次のとおり新設分割計画書（以下「本計画書」という。）を作成する。

第1条（新設会社の定款で定める内容等）

- 1 新設会社の目的、商号、本店所在地及び発行可能株式総数、その他新設会社の定款で定める事項は、別紙1記載のとおりとする。ただし本店の所在場所は下記のとおりとする。
所在場所 東京都中央区八重洲2丁目1番1号 YANMAR TOKYO 5階
- 2 新設会社の設立時役員の氏名は次のとおりとする。
 - (1) 設立時取締役 石垣 裕義
 - (2) 設立時取締役 鈴木 章
 - (3) 設立時取締役 渡邊 美樹
 - (4) 設立時代表取締役 石垣 裕義
 - (5) 設立時監査役 野曾原 浩治

第2条（承継する権利義務）

- 1 新設会社は、成立日（第5条において定義する。以下同じ。）において、別紙2「承継権利義務明細書」記載の本事業に関する資産、負債、雇用契約を含む権利義務を当社から承継する。ただし、承継する権利義務のうち資産及び負債については、2025年8月31日現在の貸借対照表等を前提とし、これに成立日までの増減の内容を加味して確定されるものとする。
- 2 前項における債務の承継形式は、免責的債務引受とする。
- 3 第1項における債務の承継に関し、会社法764条2項の規定により当社が弁済を行った場合、当社は、その弁済額相当額の支払いを新設会社に請求することができる。

第3条（割当交付する株式）

新設会社が本新設分割に際して発行する株式は普通株式10,000株とし、そのすべてを前条第1項に規定する本事業に関する権利義務の承継の対価として当社に割り当てる。

第4条（資本金等）

新設会社の設立時の資本金及び準備金等の金額は、会社計算規則の規定に従い分割会社が定めた額に基づき次のとおりとし、残余は資本剩余金とする。

- | | |
|-----------|---------------|
| (1) 資本金 | 金 10,000,000円 |
| (2) 資本準備金 | 金 0円 |

第5条（新設会社の成立の日）

新設会社の成立の日（以下「成立日」という。）は、当社が別途定めた本新設分割に係る商業登記申請を行った日とする。

第6条（株主総会）

当社は、本新設分割を会社法第805条に定める簡易分割により、株主総会の承認を得ることなく行うこととする。

第7条（清算）

- 当社は、本事業に関し、その通常の業務の過程で生じる収益及び費用（公租公課を含む。）については、本新設分割の効力発生を条件として、当社における本事業の従前からの会計処理に従い、成立日までの期間に対応する部分は当社に帰属し、成立日以後に対応する部分については新設会社に帰属することを確認する。
- 当社は、本新設分割の効力発生を条件として、①前項にもとづき当社に帰属すべき収益を新設会社が受領した場合、②前項にもとづき新設会社に帰属すべき収益を当社が受領した場合、③前項に基づき当社が負担すべき費用又は公租公課の支払いを新設会社が行った場合、④前項にもとづき新設会社が負担すべき費用又は公租公課の支払いを当社が行った場合、速やかに清算を行うものとする。

第8条（変更・中止）

本計画書作成後成立日までの間に、天変地異その他の事由により、当社の資産、負債、経営状態等に大幅な変動があった場合、必要に応じて本計画書を変更し、又は、本新設分割を中止することができる。

第9条（特約）

当社は、本新設分割にかかるわらず、本事業及び関連する事業について競業禁止義務を負わないものとする。

第 10 条（協議）

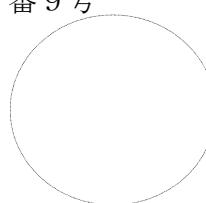
本計画書に明記されていない事項については、本新設分割の趣旨に照らし、当社がこれを決定するものとする。

2026 年 1 月 14 日

当社 東京都港区白金台 5 丁目 18 番 9 号

株式会社ウェルディッシュ

代表取締役社長 小松 周平



石垣食品株式会社定款

第 1 章 総 則

第 1 条 (商号)

当会社は、石垣食品株式会社と称し、英文では Ishigakifoods Co., ltd. と表示する。

第 2 条 (目的)

- 1 当会社は下記の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。
 - (1) 食料品、飲料及び酒類の販売並びに仲介
 - (2) 食料品、飲料及び酒類の製造並びに委託加工
 - (3) 繊維製品及びその原材料、化学薬品、陶磁器、洋品雑貨、日用品雑貨、玩具の製造・加工・販売及び輸入並びにその仲介
 - (4) 農作物の栽培及び植林
 - (5) 飲食店の経営及び観光事業
 - (6) 有価証券の取得及びその利用
 - (7) 不動産の開発、投資、売買及び管理
 - (8) 各種技術の研究開発業務の受託、知的財産権の取得・管理・運用・コンサルティング、映画の企画・製作及びロイヤリティに関する事業
 - (9) 人材の採用及び紹介に関する事業
 - (10) マーケティング及び営業に関するコンサルティング事業
 - (11) サプリメント、機能性表示食品、栄養機能食品及び特定保健用食品の企画、製造及び販売
 - (12) 化粧品、医薬品、医薬部外品の製造及び販売
 - (13) 前各号に関する一切の商品の輸出入業務
 - (14) 前各号に附帯する事業
- 2 当会社は、前項各号及び前項各号に附帯する業務を営むことができる。

第 3 条 (本店の所在地)

当会社は、本店を東京都中央区に置く。

第4条（機関）

当会社は、株主総会のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

第5条（公告の方法）

当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株式

第6条（発行可能株式総数）

当会社が発行することができる株式の総数は、4万株とする。

第7条（株券の不発行）

当会社の株式については、株券を発行しない。

第8条（株式の譲渡制限）

当会社の発行する株式を譲渡によって取得するには、取締役会の承認を要する。

ただし、当会社の株主に譲渡する場合は、承認があったものとみなす。

第9条（相続人等に対する株式の売渡請求）

当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

第10条（株主名簿記載事項の記載等の請求）

株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、次の場合は、株式取得者が単独で請求することができる。

- (1) 株式取得者が、取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人に対し、株主名簿記載事項を当会社に記載又は記録すべきことを命じた確定判決を提出して請求するとき
- (2) 株式取得者が上記（1）の確定判決と同一の効力を有するものの内容を証する書面その他の資料を提出して請求するとき

(3) 株式取得者が取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者の相続人その他の一般承継人であって、これを証する書面を提出して請求するとき

(4) その他会社法施行規則第22条第1項各号に定める場合

第11条（質権の登録及び信託財産の表示）

当会社の株式について質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。その登録又は表示の変更若しくは抹消についても同様とする。

第12条（手数料）

前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならぬ。

第13条（基準日）

- 1 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。
- 2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利行使することができる者を確定するために必要があるときは、予め公告してそのための基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

第14条（招集）

- 1 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、隨時必要に応じて招集する。
- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議に基づき、社長がこれを招集する。社長に事故があるときは、予め定めた順位により他の取締役がこれを招集する。
- 3 株主総会を招集するには、会日の1週間前までに、議決権行使することができる各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、議決権行使することができる総株主の同意があるときは、この限りでない。

第 15 条（議長）

株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順位により、他の取締役が議長になり、取締役全員に事故があるときは、当該株主総会において出席株主のうちから議長を選出する。

第 16 条（決議の方法）

株主総会の普通決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

第 17 条（議決権の代理行使）

- 1 株主は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。
- 2 前項の代理人は、当会社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ、2名以上の代理人を選任することはできない。

第 18 条（総会議事録）

株主総会における議事の経過の要領及びその結果その他会社法施行規則第72条に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議事録を作成した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、10年間本店に備え置く。

第 4 章 取締役及び取締役会

第 19 条（取締役の員数）

当会社は、取締役3名以上を置く。

第 20 条（取締役の選任）

- 1 当会社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。
- 2 前項の選任については、累積投票の方法によらない。

第 21 条（取締役の解任）

取締役の解任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第 22 条（取締役の任期）

- 1 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結時までとする。
- 2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

第 23 条（代表取締役及び社長）

- 1 取締役会は、取締役の中から代表取締役社長 1 名を選任する。
- 2 社長は、当会社を代表する。
- 3 取締役会は、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
- 4 取締役会は、社長のほかに、前項の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。
- 5 社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序で、他の取締役が社長の業務を行う。

第 24 条（取締役会の招集権者及び議長）

- 1 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長が招集し、議長となる。
- 2 社長に欠員又は事故があるときは、取締役会において予め定めた順序で、他の取締役がこれに代わる。

第 25 条（取締役会の招集通知）

- 1 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

第 26 条（取締役会の決議方法）

- 1 取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席した取締役の過半数をもって決する。
- 2 当会社は、取締役が取締役会の決議事項につき提案した場合において、当該提案につき決議に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。

第 27 条（取締役会議事録）

取締役会における議事の経過の要領及びその結果その他会社法施行規則第 101 条に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。

第 28 条（取締役の報酬等）

取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 監 査 役

第 29 条（監査役の設置及び員数）

当会社は、監査役 1 名以上を置く。

第 30 条（監査役の選任）

当会社の監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の議決によって選任する。

第 31 条（監査役の任期）

- 1 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 補欠により選任された監査役の任期は、その退任した監査役の任期満了時までとする。

第 32 条（監査役の報酬等）

監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。

第 6 章 計 算

第 33 条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年 9 月 1 日から翌年 8 月 31 日までの年 1 期とする。

第 34 条（剰余金の配当）

剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対して行う。

第 35 条（配当金の除斥期間）

- 1 剰余金の配当が、支払いの提供をした日から 3 年を経過しても受領されないとときは、当会社は、その支払いの義務を免れるものとする。
- 2 前項の配当金には利息を付けない。

第 7 章 附 則

第 36 条（最初の事業年度）

当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から令和 8 年 8 月 31 日までとする。

第 37 条（設立時役員）

当会社の設立時役員は、次のとおりとする。

設立時取締役	石垣 裕義
同	鈴木 章
同	渡邊 美樹
設立時代表取締役	石垣 裕義
設立時監査役	野曾原 浩治

第 38 条（法令の準拠）

本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

<承継権利義務明細書>

一般消費者向けへの食品・飲料類の販売事業と卸売事業

- ① 一般消費者との販売契約
- ② 一般消費者向けの食品と飲料類を扱う卸売業者との販売契約
- ③ 一般消費者向けの食品と飲料類を扱う製造業者や仕入業者との仕入契約
- ④ 上記に付随する一切の契約

以 上